

未定稿

畜産クラスター関連事業 (酪農経営再建緊急対策関係)

Q & A

注：Q&A は、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和5年4月28日版

農林水産省畜産局企画課
公益社団法人中央畜産会

目 次

I 畜産経営コンサルタントによる経営改善指導の強化（実証支援事業）

- 問1 経営分析を行うコンサルタントは、どのような方を想定していますか。
- 問2 経営分析を受けた経営体の経営状況が改善されたことを確認するため、事業を実施した翌年度に再度経営分析を受けることはできますか。
- 問3 コンサル事業の補助対象経費について教えてください。

II 経営転換推進枠（施設整備事業、機械導入事業）

- 問1 経営転換推進枠の目的は何ですか。
- 問2 経営転換推進枠はどのような場合に活用できますか。
- 問3 経営転換推進枠での具体的な支援対象は何ですか。
- 問4 対象は酪農だけですか。例えば、酪農と肉用牛の複合経営は対象になりますか。
- 問5 事業に申請する際に搾乳作業を行っている必要がありますか。
- 問6 段階的に経産牛を減らして数年後に搾乳作業を停止し、業態変更する予定ですが、事業に申請できますか。
- 問7 経営転換推進枠で家畜導入は可能ですか。
- 問8 過去に補助事業で整備した施設がある場合はどうしたらよいですか。
- 問9 過去に畜産クラスター事業を実施した際に設定した、酪農に関する成果目標の取り扱いはどうにしたらよいですか。（成果目標を達成していなくても事業実施できますか。）
- 問10 本事業の成果目標の設定はどうにしたらよいですか。

I 畜産経営コンサルタントによる経営改善指導の強化（実証支援事業）

問1 経営分析を行うコンサルタントは、どのような方を想定していますか。

- 1 都道府県畜産協会の畜産コンサルタントのほか、畜産経営に一定の知見を有し、経営分析等を実施可能な有資格者（中小企業診断士、公認会計士、税理士など）を想定しています。
- 2 事業に取り組むにあたり、どのような者にどのような観点での経営分析を依頼するのかを地域で検討の上、コンサルタントを選定願います。

問2 経営分析を受けた経営体の経営状況が改善されたことを確認するため、事業を実施した翌年度に再度経営分析を受けることはできますか。

- 1 本事業は、輸入飼料価格の上昇や生乳需給の緩和等により経営状況が悪化している酪農経営が、経営分析を受けて経営再建の活路を探るための実証的な取組を支援するため、緊急的に措置されたものです。
- 2 実証支援事業は単年度事業であることから、同一年度内であれば、再度経営分析を受けることができますが、複数年度にわたる取組を支援することはできません。
なお、翌年度以降の経営状況を確認するため、自己資金で再度経営分析を受けることを妨げるものではありません。
- 3 畜産クラスター事業は、個人ではなく、地域での取り組みを支援する事業であるため、実証支援事業の目標は、個人の経営状況の改善ではなく、地域の目標を設定願います。

問3 コンサル事業の補助対象経費について教えてください。

- 1 本事業は実証支援事業として実施するものであり、補助対象経費は要領別紙3の別表2に定めたものとなります。
- 2 コンサルによる経営分析を受ける費用については、別表2の費目のうち役務費として支出することができます。
その他の経費については、畜産クラスター事業Q&Aのうち「Ⅶ 実証支援事業」にも例示していますので参考にしてください。
- 3 なお、通常の実証支援事業の補助上限額は240万円ですが、本事業については特例として補助上限額を500万円としています。

Ⅱ 経営転換推進枠

問 1 経営転換推進枠の目的は何ですか。

- 1 配合飼料価格の高騰など生産コストの急激な上昇の影響を受けている畜産経営の中でも、特に酪農経営については、生乳需給の緩和やヌレ子価格の低下もあって、さらに厳しい状況になっており、高齢や後継者不在の酪農経営体を中心に離農の加速化が懸念されています。
- 2 このため、離農や搾乳の中止を考えている酪農家が、酪農以外の畜産経営に転換することで、引き続き地域の畜産生産基盤の維持に取り組みたいという方に対して、必要な施設整備及び機械導入を支援するため、優先枠を設定したものです。

問 2 経営転換推進枠はどのような場合に活用できますか。

- 1 経営転換推進枠は、令和4年度以降、生乳の出荷戸数が減少する中、高齢や傷病等を理由に、本対策が措置された令和5年3月29日以降に搾乳作業を終了する酪農家（中心的な経営体）が活用することを想定しています。
- 2 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体である酪農家が取組主体となり、搾乳作業は停止しますが、子牛の哺育育成やコントラクター等に経営転換することで、引き続き地域の酪農・畜産の生産基盤の維持に貢献するような計画の実現に必要な施設整備や機械導入等を支援します。

問 3 経営転換推進枠での具体的な支援対象は何ですか。

- 1 施設整備事業においては、通常枠と同様に、要領別紙1の別表1の(1)から(5)に掲げた施設の整備又は補改修を補助対象にできます。
- 2 機械導入事業においても、別紙2の別表1のうち、経営転換に伴い新たに必要となる機械を補助対象にできます。

問 4 対象は酪農だけですか。例えば、酪農と肉用牛の複合経営は対象になりますか。

酪農単一経営のほか、酪農と他畜種との複合経営が、生乳生産を止めて搾乳牛舎や搾乳施設を他の畜種の飼養施設等に転換する場合を対象とします。

なお、生乳生産を行わない乳用牛育成経営から転換する場合については対象となりません。

問 5 事業に申請する際に搾乳作業を行っている必要がありますか。

事業の実施要領を策定した令和 5 年 3 月 29 日時点で搾乳作業を行っている酪農家であれば、事業申請時に搾乳作業を終了していても事業の対象とします。

問 6 段階的に経産牛を減らして数年後に搾乳作業を停止し、業態変更する予定ですが、事業に申請できますか。

経営転換推進枠は、畜産・酪農緊急対策パッケージの一環として、令和 5 年度に実施するために特別に措置したものであるため、令和 6 年度以降に搾乳作業を終了する酪農家は対象外となります。

問 7 経営転換推進枠で家畜導入は可能ですか。

- 1 例えば、肉用繁殖雌牛など、その経営で飼養していなかった畜種を新たに導入する場合は、補助の対象にすることが可能です。
- 2 ただし、現経営でも飼養している畜種（自家育成を行っている経営での乳用育成牛の導入や、E T 和子牛を生産している経営での肉用繁殖雌牛の導入等）については、補助の対象になりません。

問 8 過去に補助事業で整備した施設がある場合はどうしたらよいですか。

過去に補助事業で整備し、処分制限期間が経過していない施設を補改修若しくは処分する場合は、財産処分や模様替等の手続きが必要となります。また、補助対象財産を処分した際に売却益が発生した場合には、当該売却益に対する補助金相当額の国庫納付が必要となる場合もありますので、過去に実施した事業の担当部局にお問い合わせください。

問 9 過去に畜産クラスター事業を実施した際に設定した、酪農に関する成果目標の取り扱いはどうしたらよいですか。（成果目標を達成していなくても事業実施できますか。）

- 1 経営転換に伴い、過去の事業で整備・導入した搾乳関係施設や設備または機械装置を財産処分する場合には、財産処分の手続きの完了をもってその事業を終了することになりますので、事業の終了日を含む事業年度以降の成果報告は必要なくなります。

- 2 施設整備事業で整備した施設等を財産処分せずに経営転換する場合には、生乳生産を中止した年度（年度途中で生乳生産を中止する場合はその前年度）の実績を基に成果目標の達成状況について評価を行い、地方農政局長等へ報告してください。
なお、達成していない場合には、その要因分析を行う必要があります。
- 3 機械導入事業で導入した機械装置を継続して使う場合には、①経営転換後、当該機械装置の利用範囲が導入した当初と同等であること、②経営転換後の経営でも、当該機械装置の導入に伴い設定した成果目標が当該枠（一般枠、特別枠）の事業実施要領に沿って設定可能であること、③その他の事業要件を満たしていること、の3つの要件を満たし、財産処分の手続きを経て事業承認内容の変更をすることにより、既存の機械の継続利用が可能となりますが、改めて成果目標の設定が必要になります。
なお、①～③に該当するか否かは、事前に協議会から事業実施主体へご相談ください。
- 4 1、2、3のいずれの場合でも、過去の事業の成果目標が達成していなくても事業実施は可能としますが、事業実施計画の承認申請をするまでに財産処分の承認又は事業の成果報告を完了しておく必要があります。
- 5 なお、畜産クラスター事業以外の補助事業で整備した場合の成果目標等の取り扱いについては、当該事業の担当者にご相談ください。

問10 本事業の成果目標の設定はどのようにしたらよいですか。

- 1 本事業の成果目標は、要領別紙1の第6の2及び要領別紙2の第8の2は適用せず、目標年度までに経営転換を完了することとします。
- 2 なお、施設整備事業においては、要領別紙1の別表1に定めた規模要件を満たす必要があり、機械導入事業においては、飼料生産組織に転換する場合は要領別紙2の第3の2の（2）のイの（ア）又は（ウ）の要件を満たす必要があります。